

## 第2回赤穂市特別職報酬等審議会会議録

1 日 時 平成30年8月31日（金）10:00～11:40

2 場 所 赤穂市役所6階 第2委員会室

3 出席者

- (1) 会 長 加藤 明  
会長職務代理 前田 護  
委 員 大木 善夫、井上 昭彦、山本 真一、眞殿 としみ、  
田端 智孝、家根 次代、寺田 榮治、岩崎 由美子
- (2) 事務局 尾崎総務部長、平野人事課長、山口人事係長、庵原主査

4 会議の概要

- (1) 開 会  
(2) 会長あいさつ  
(3) 追加資料の説明  
(4) 特別職報酬等について  
(5) その他  
(6) 閉 会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から第2回赤穂市特別職報酬等審議会を開催いたします。進行の方を加藤会長よりよろしくお願い致します。

会 長 おはようございます。

(一同挨拶)

会 長 暑い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。本日は、いよいよ具体的な報酬等について本格的な協議に入っていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。

本日は、報道関係の方がいらっしゃっているとの事ですが、写真撮影につきましては、この時間のみでお願いします。

では、会議に入ります前に、前回の会議録の開示について、配布しております内容で公表したいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はいの声)

会 長            それでは、ご了解をいただきましたので、この内容で公表させていただきます。

                  続きまして、前回委員の方から追加資料の求めがありましたので、これについて事務局より説明をお願いします。

事務局            事前にお届けしております、審議会資料追加分をご覧ください。

                  第1回審議会におきまして、本市の財政状況、歳入総額について、平成25年の改正時からどのように推移しているのか、また、基準となる時点から比較してどのような状態なのかについて、ご意見をいただいております。

                  資料16として、本市財政状況の推移をまとめておりますので、概略をご説明いたします。

                  上の表は、平成24年から28年までの間の、歳入総額を含む主要な項目の推移になります。前回の報酬審議会は平成25年度に開催されましたので、その前年度の24年度を基準にした割合について、比較欄で示しています。

                  全般的には、多くの項目において比較割合が100%以上ですので、決算規模が大きくなっていることを示しています。

                  個別の項目につきましては、左端から歳入総額です。こちらについてはその年度の事業内容に応じて、国県補助金等により増減が大きくなる場合があります。

                  そのため、歳入総額のうち、毎年経常的に収入され用途の特定がないものを、経常一般財源として示しており、こちらで比較しますと101.2%の伸びとなっております。

                  次、市税は約85億円程度で推移し、比較99.2%となっております。

                  次の歳出総額、市の貯金である基金、市の借金である地方債現在高等については参考ですが、いずれも増加傾向であることを示しています。

                  次の3つの比率についてですが、経常収支比率は、人件費など経常的な支出に対する、経常一般財源の割合になっています。この比率は年々上昇していますが、これは自由に使える収入の割合が減少し、100に近くなるほど、財政の硬直化が進み、自由に使える財源が少なくなることを示しています。

                  ここまでは普通会計についての、項目になります。

                  次の将来負担比率、実質公債費比率につきましては、普通会計、下水道事業、病院事業など全ての会計を含めてトータルで財政の健全度を判断する指標になります。

                  将来負担比率につきましては、借入金残高等の負債が財政規模に対してどの程度かを表すもので、130%~140%で推移しています。この値が

高いほど将来的な負担が大きいことを示します。平成28年度では県内の市では高い方から5番目に位置しています。

次の実質公債費比率については、各年度における実質的な公債費、借金の返済金のことですが、こちらの割合になっており、この値についても、高いほど財政の弾力性が低下していることを示しています。

続きまして下側の表についてですが、県内類似団体の平成28年度の状態を抜粋して表しておりますので、こちらは参考にご覧ください。

以上で、説明を終わります。

会 長            ありがとうございます。それでは、こちらの追加資料も含めまして、前回の資料など資料全般について質問や確認事項がありましたら、お願いいたします。

今、追加資料の説明がありましたが、上半分の赤穂市財政状況の推移を主に説明頂いたのですが、比較というのは平成24年と28年との比較がでているのですね。喫緊の平成27年と比べても状況は、良くなっていますか。

事務局            例えば、将来負担比率ですとか実質公債費比率を見ますと若干改善しております。

会 長            他にいかがでしょうか。

委 員            先日、人事院勧告がだされたと思いますが、その状況を教えてください。

事務局            人事院勧告につきましては、前回お配りしております資料の5ページの資料3をご覧ください。この中の資料で1番左の欄が人事院勧告の状況を記載しておりますが、今年につきましては、8月10日に勧告が出されまして月例給につきましては、民間が0.16%上回っていて、ボーナスについては0.05月上回っているという勧告内容でございます。ですから、ボーナスについて29年度が4.40月ですが、今回の勧告では4.45月という内容となっております。

会 長            他にいかがでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして、4の特別職報酬等に入っていきたいと思います。

本日は、具体的な協議を行い、協議状況によっては、決定すべきところは決定していきたいと思います。

まず、当審議会として、現行の月額、給料・報酬を引き上げるのが良い

のか、引き下げるのが良いのか、現行のまま据え置くのが良いのかを議論していきたいと思います。

配布資料にもありますように、他市の状況や管理職員との比較等も参考にさせていただきながら、ご意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

委 員 前の時は、ボーナス部分と月々の報酬部分とを分けて協議したような議事録となっておりますが、今回はあくまで報酬部分を議論するということでよろしいですか。

会 長 いいえ、そのようなことはないと思います。事務局説明をお願いします。

事務局 本審議会に諮問されておりますのは、給料月額報酬と合わせて期末手当の支給率の両方についてご協議頂きたい内容となっております。

委 員 三役の退職金については、今回諮問されてないということによろしいですか。

事務局 退職金については、兵庫県の退職手当組合に準じるということで、諮問はされておられません。

委 員 本審議会では、2点だけ審議したらよいということですね。  
私は、ボーナス部分については人事院勧告に基づくということを前回に答申しておりますので、今回もボーナス部分についてはそれで良いと思います。一般企業でありますと儲けた部分の収入の配分ということになります。公の団体になりますとそれがありませんので、人事院勧告をベースにした方が理に適っているのではないかと思います。その時々々の経済状況を見て悪くなれば減りますし、良くなれば増えますので、ボーナスについては人事院勧告に基づいて行うという意見です。

会 長 ボーナスについては、人勧に基づいてということになると今年はアップということになりますか。

委 員 勧告どおり実施されれば、平成30年度は0.05月分アップということになります。

委 員 今、お話のある件について、参考資料としてはどれに基づいて議論させていただければよろしいですか。

会 長 前回資料の県下の改正状況等の記載があります資料8あたりなどをご  
覧いただくといいと思います。あと資料9から資料13ぐらいまでです  
かね。例えば、資料13の15ページをご覧いただくと、一番近々に改定  
した団体が分かるということになっていると思いますが、事務局よろし  
いですか。

事務局 資料13は県下の改定状況の一覧を記載しておりまして、平成29年度  
は、7団体がこの審議会を開催しております。上からいくと例えば西宮市、  
西脇市、宝塚市などですが、7団体のうち川西市が減額改定で、他の6団  
体は据え置きという結果が直近の状況です。

会 長 川西市が減額した理由というのは分かりますか。

事務局 具体的な内容については、各市の状況によって変動するものですが、川  
西市の答申書も見させて頂きましたけれども、阪神間の各市のバランス  
というものも重視しているとの内容だったと思います。各市の状況は異  
なりますので、特定の理由は申し訳ありませんが、わかりません。

会 長 資料13の15ページを見ますと据置が多いですよ。

委 員 先ほど●●委員がおっしゃられたのは、状況が良くなれば上げればい  
いだろうという理解でよろしいでしょうか。

委 員 ボーナス部分についてはですね。人事院の方もその時々日本全体の  
企業状況を調査しながら勧告されていると思いますので、それをベース  
にしてはどうですかという意見です。

委 員 今、市町村の状況を見てとおっしゃいましたけれども、例えば家庭の会  
計でもそうですけれども、先月赤字が出ていたら、いくら今月黒字になっ  
ても支出を増やすわけにはいかないし赤字に充てていかないといけない  
と思うのですが、赤穂市の状況というのはボーナスを上げてもいいとい  
う財政状況ですか。現行を維持の方がいいのではないかと思います。

委 員 それはボーナス部分ですか。

委 員 ボーナス部分です。給料は別にして、ボーナスというのは、企業でもそ  
うだと思うのですが、儲かったから増やすとか何か月も赤字があればそ

ちらに充てるとかいう考え方もありますよね。

委員 ありますね。いくら人事院勧告に基づくものであっても、一般世間からすれば貰い過ぎではないかと言われることもあると思います。

それで、私の考えに入りますと報酬部分は、新しくもらった資料や前回資料を見ていると全体的に赤穂市の財政状況が良くなっていないので、現状維持が妥当かなと思います。そのうえで、ボーナス部分については、ある程度その年で上がったり下がったりを人事院勧告に基づいてするのがベターではないかという意味で、お話しさせていただきました。

事務局 少し人事院勧告という制度の説明だけさせて頂ければと思います。

●●委員がおっしゃられたように人事院勧告といいますのは、全国の50人以上の企業の状況を人事院が毎年調査をして平均値を出してくるというものであります。ですから、毎年やっている中で、今年はたまたまプラス勧告という形になりましたけれども、当然状況によってはマイナス勧告もあります。給料も同じです。

前回の答申は、ボーナスを何月にするということを固定したのではなくて人勧に準じて変動させるという答申でありました。

会長 ボーナスに関しては●●委員の人勧に準じるというのは、次のこのような会議があるまでは上げたり下げたりがあるということですね。

●●委員は、据え置きがいいのではないかとという意見ですね。  
毎月の報酬も含めて他にご意見はありませんか。

委員 ボーナスについて、前回の時に4.4月というのがあったように記憶していますが、再確認させてもらえたらと思います。

事務局 今、条例は4.4月です。先ほどの今年度の人事院勧告の話がでましたが、赤穂市として今年度の人事院勧告をどうするかという結論は出ておりません。ですので、お話しさせていただいたのは、あくまで今年度の勧告内容について説明とさせていただいたとご理解をいただければと思います。

事務局 実際には、勧告が出て例年ですと勧告を議会に諮って、議会で承認が得られれば、実際の改定になるということです。

委員 前回の答申の説明でボーナスについて4.4月というのがあったように思うのですが。

事務局 5 ページの資料 3 をご覧いただければと思います。ボーナスは人事院勧告に準じるということで、一番左の人事院勧告の状況の欄に記載しております 4.4 月を採用しております。

委員 そういうことですか。

会長 今年は 4.45 月というのが人事院勧告だったですね。

事務局 今年は 4.45 月の勧告です。

委員 8 月に 4.45 月という人事院勧告が出ましたが、当局が議案を出して議会が減らせというかもしれないし、4.45 月を増やせということにはならないと思います。増やせということになると自分たちでそれだけの資料を揃えないといけないので、4.45 月を超えるということはないですが人事院勧告に基づいて、これから何年間かいくのが無難かと思います。

委員 人勧について、私どもでも見る事があるのですが一般職についてです。今回、議論するのが特別職についてですが、そのあたりの人勧に基づく根拠として特別職の場合も適用してきたというのが分からないです。

事務局 今は、一般職に準じて特別職も改定を行っているという状況です。

委員 前回の答申で一般職に準じてと謳っていたと思います。

今回もらった資料 16 で市税において 24 年と比べて 99.2%と増えてないですね。経常収支比率、将来負担比率を見ても財政状況は先行き不透明なところもあり、やはり報酬については、据え置きが一番妥当かなと思います。

会長 声を出していない方、どうですか。

委員 民間では、最低賃金がアップされておりますが、赤穂市の状況を見ますと、月額に関してはアップすることは出来ないと思います。据え置きが妥当だと思います。

期末手当についても今回はたまたま人事院勧告によりますと上がりますが、将来的に世間一般的なものに連動するという事であれば、勧告に準じる、一般職に準じるということで妥当ではないかと思います。

委員 一般職については、人事院勧告に従うということでいいと思いますが、

赤穂市の財政を見たときに特別職についてどう考えるのか、なかなか難しいところではあるのですが、先ほどからおっしゃられているように、上限でも人事院勧告に準じた形で、それか現状維持なのかどうなのかなというところですよ。

会 長            他の方がいかがですか。

委 員            据え置きとか引き上げ引き下げか言ったところで、片一方で物価上昇率が仮に上がっておれば、据え置きということは減額に等しいわけで、このところ物価も上がってきているように思います。消費者物価ですが、少し上がっているのではないですかね。

事務局           報道などでは、そういう傾向にあるということを見ておりますが、すみませんが資料を持ち合わせておりませんので、結論的な事は申し上げられません。ただ先ほど●●委員がおっしゃられたように最低賃金の引き上げというのは全国的に今、行われようとしております。そういった社会全体の賃金に対する考え方は上向きの方を向いているのではないかと思います。

委 員            人事院は、民間企業を限定して勧告を出すのですね。

事務局           最低賃金云々ではなくて、現実の民間企業の状況を人事院が調査してそれを公務と比較して、プラスマイナスの勧告を出すという仕組みです。

事務局           例えば、政令指定都市でありますとか大きい市は、自分の市で人事委員会というものを持っています。人事委員会が自分の市の民間企業の状況を調べて、民間の状況はこうなので市の職員はこうすればどうですかと勧告をして、給料などは市の条例で決まっておりますので、その条例で改正するのであれば、議会に諮って、議決を得て、給料もボーナスも上がったたり下がったりをするという流れになっています。

赤穂市のように、小規模中規模の市については、そのような調査を自分のところで全てするわけにはいかないの、国の人事院が全国的な調査をして出した勧告を参考にして、議会に市の改定を提案して、条例が可決されて初めて改定が行われるという流れになります。

今は、8月に人事院から30年度の調査結果の勧告が出されたという状況で、例年ですと12月ぐらいの議会に諮って、そこで決まるという事です。特別職についても、一般職に準じてボーナスの月数について議会に上程をして認められれば、その月数が変わるということです。

委員 ●●委員にお尋ねしたいのですが、実際、景気というのは上向いてきているというのがあって、物価上昇もありますが、サラリーマンの方の実質賃金の方は上がってないと聞くのですが、やはりそういう状況ですか。

ベースアップもいくらあるとは聞いていますが、実質賃金については据え置きかあまり伸びていないと聞いているのですが、どうですか。

特に年金受給者については、年々減ってきているということで生活が苦しくなっているとは聞いています。

委員 物価上昇分とか税負担と、賃金の状況を比較してどこをベースにするかということはあると思いますが、なかなか追いついてないかなと思います。

賃金は、少しずつ増えてはいるのですが、楽になったという意見は全然聞かないので実感はないというところが我々の認識です。細かいデータは持ち合わせてないですが、賃金が増えて生活が楽になったということはないです。

会長 月例給とボーナスと別々の意見がでていきますので、皆さんの意見からするとボーナスの方を先に決めた方がいいのではという気がしますので、ボーナスの方に焦点化して、ボーナスを据え置きにするのか、それとも人事院の勧告に従ってするのか、上げるのか下げるのか、選択は4つありますね。そうしましたら、その4つの選択で他の方ご意見いただけますか。

委員 今回参加させてもらって市民の立場からこのようにして決めているというのが分かって、ただ私たちが感じるものとしては、民間的には、給料は上がらないし、景気もそこまで良くなってないし物価は上がってきて、生活は苦しい状況にあるので、その中で上げる必要はないのではないかと思います。市民感情として上げるというのは違うのではないかと思います。

色々な予算を削られている状況の中で、なぜそこは上がるのかいうところが皆さん思われるのではないかと思います。

会長 ボーナスは、上げないということですね。

委員 ボーナスは、上げない。企業が赤字の中で、給料やボーナスを上げられないと思うので、上げるという選択肢はないです。

会長 人事院勧告があっても、上げないというご意見ですね。

委 員 私もおっしゃられている意見と同じです。

会 長 ●●委員はどうですか。

委 員 私も同じです。

会 長 他にどうですか。

委 員 確認なのですが、資料9で県下29市の特別職報酬等の状況の資料の中で、期末手当4.4月と書いてあるのが、人事院勧告に従っている団体で、そうでない月数は人事院勧告に従わずに独自に行っているという見方でもいいですか。従っている市もあれば、そうでない市もあるということですか。

会 長 確かに4.4月の市は多いですが、そういうことですね。  
4.4月と超えている市は、ないですかね。

事務局 超えている市はないです。4.4月は、人勧の最新の数値です。

会 長 人勧を超えて上げるということはしていないということですね。

委 員 私も経営の方で考えますと最低賃金というのは地域によって違います。それは、物価とか色んな要因があるのですが、確かに赤穂で身近に感じるころでは、民間の今の給与などで言うと高い水準にあるというのは、市民の気持ちだと思います。ただ、こういう組織の中で人事院勧告に基づいた公務員方ということで、後で申し上げようと思っていたのですが、期末手当と月俸とがありますが、今後、パブリックコメントを出すという中で、市民に分かりやすい理解しやすいようにするのであれば、今の厳しい状況ですから、某新聞に川西市が3.7の減、相生市が1.6の減となっている記事がありましたが、その根拠を考えた場合に経常収支比率が先ほど説明があったように、次に何かやるその原資がどれぐらいあるか、赤穂市で90.2であるところ、隣の相生市は経常収支98.7ですから相生市が下げられた根拠はそういうところにもあるのかなと思います。

市としての色々な考え方がありますので、これで結びつけるというわけにはいきませんが、そこら辺りの部分も恐らくパブリックコメントに出す際にマスコミ的な評価もあると思いますし、この審議委員会である程度は、詰めておくのが我々の責務かなと思います。

ですので、基本的には私は人事院勧告に沿って、我々の生活を引っ張っ

て頂きたい代表者ですので、●●委員の言われた意見に賛成で、その辺りをもう少し丁寧に説明することが大事だと考えます。

会 長        ボーナスに関しての意見について、上げるという意見はなくて、据え置きという意見と人事院勧告に従うという意見ですね。二つの意見が今出ておりますが、追加の意見がありましたらどうぞ。

委 員        従来のお考え方は、ほとんど人事院勧告に準ずるという形で来たと思うのですが、その考え方でよろしいですか。

委 員        そうでしょうね。今回の審議会で据え置きということを決めてしまうと4.4月が次の審議会までは、ずっと4.4月払い続けるということになりますよね。人事院勧告に準ずるとしておれば、人事院の方で景気が悪ければ下げますし、良ければ上げるということになりますけれど、上げる時には必ず市の方が議会に上げるという提案をされると思います。人事院勧告が出ていても提案しないという事も出来ます。そういうことで、人事院勧告をベースにするというのが良いのではないかと思います。

会 長        人事院勧告で上がったり下がったりしますが、据え置きにすれば、人事院勧告で下がったとしても赤穂市据え置きという場合もありえますよね。

委 員        例えば、4.4月で据え置いた場合に人事院勧告で3.9月となっても勧告に従って下げるという提案は出来ないのですか。

委 員        ありました。  
資料3で平成22年に4.15月から3.95月になっています。0.2月下げました。そのような提案がありました。

会 長        それは、議員の方からの提案があったのですか。

委 員        いいえ、人事院勧告が出て報酬部分についての条例改正案が当局から提案があったと記憶しています。

事務局        行革という観点から前々回の勧告でもありましたように給料部分をさわるのか、ボーナス部分をさわるのかという中で、その時はボーナス部分をさわるという話をさせていただいたと思います。

会 長        それを含めこの審議会としてどのような形で出すかということですね。

事務局           あとは、これまでの経緯として、例えば何月にするという根拠となるものが、今までは人事院勧告の数値でした。一般職は人事院によりますが、特別職はよらないという事となれば、ある程度月数をどのようにして決定したかということは説明していく必要があると思います。

会 長           そうしましたら、今のところ話がまとまらないので、次の月例給の方に話を戻したいと思うのですが、月例給の分については、特別職の三役と議員の分とがありますが、恐らく皆さんの頭の中には同じものとして考えておられると思うのですが、議員の分は別で考えた方がよろしいですか。

委 員           全体で考えた方がいいのではないですか。

会 長           それでは、市長、副市長、教育長の三役と議員と両方を議論していきたいと思いますが、三役の方の話が出ていますが、これから先、議員の方の分も念頭に置きまして意見をお願いいたします。

                  では、月例給についてご意見をお願いします。

                  先ほど●●委員からは、ボーナスについては人事院勧告によるが、月例給においては、人事院勧告によらないということでしたか。

委 員           そうですね。月例給に関しましては、先ほど話させてもらったとおり、これまでの資料を見ておきまして、上げようという要素が、どこにもないです。

                  資料16を見ましても平成24年から市税は減っていますし、地方債残高を見てもまだまだ多くあるし、経常収支比率を見ても90%を超えていますし、将来負担比率を見ても100%を超えていますし、実質公債費比率は減っていますが、全体の地方債残高が増えていますので、上げようという要素がないです。

                  さらに、現在赤穂市で行財政改革を進行している状況だと思いますし、類似都市見ましても、それなりの位置にいますので上げる要素はないと思います。現状維持が妥当かと思います。

会 長           人事院の勧告に影響されずに、据え置きということですか。

委 員           そうです。報酬部分につきましては、人事院勧告とは別に考えて、実際の赤穂市の財政状況を見て、これまでも報酬についてはその時々で決めておられると思います。確か、議員定数を減らしたときに報酬が変わったように記憶しています。

事務局 前々回、議員定数を減らすという事もあって三役と議員とでボーナスの月数で調整して、下げ幅を変えたという事がありました。

資料3の5ページを見て頂ければと思います。右の欄の平成21年度で三役は4.45月から3.65月に、議員は4.45月から3.50月ということで、より落とした形となります。そういう形で三役と議員とでボーナスの月数に差が出たということは、この時にはありました。

委員 議員定数が20人から18人になったときは、そのままですか。

事務局 はい。前回の答申時がそうですが、一般職に準ずると答申がでましたので、一般職と合わせて三役も議員もすべて同じ率に変えたという経緯です。

委員 報酬は、上げる要素はないです。他都市もそうですし、まだ減らしているところもあります。

委員 24年と28年とを見比べると経常収支比率は悪くなっていますね。というところからも現状維持が妥当だと思います。

会長 まだ、声を出してない委員の方、どうですか。今のところ、月例給に関しては現状維持という意見が出ておりますが、どうですか。

委員 人事院勧告が実施された時に部長級との給料の差が狭まるということがありますね。

委員 資料11の類似団体との比較を見てもそのまま妥当だと思います。

会長 三役も議員も月例給については、皆さん現状維持という考えですかね。そして、ボーナスに関しては、現状維持というご意見と人事院勧告に準じるというご意見、2つのご意見があるといったところでしょうか。違うご意見がある方、どうですか。

委員 判断する上で、いくつかポイントがあると思うのですが、1つは皆さんがおっしゃられています財政状況が、まず1番目にあると思います。それから、今後の見通しというところが2番目で、非常に不透明であるということもありますし、一つ考えられるのが消費税のアップという問題もご

ございます。恐らく景気は後退するのではないかという状況が考えられます。それと先ほど事務局からのご発言にもありましたが、人事院勧告はあくまで一般職ということですので、それに三役も準ずるといことのようなのですから、そういうことを考えれば一般職と特別職は、人事院勧告という一つの目安がありますが、あくまで目安という事で別箇に考えればいいのではないかと思います。

会 長            ということは、基本的には両方とも据え置きということですか。

委 員            そうです。

会 長            これは、議員も準じるということですか。

委 員            そうです。

今の状況で、選択肢として引上げということはありません。引き下げという事になってくるといくら引き下げということを考えれば、議員はいくら三役はいくらとこれはなかなか数値化していくのは難しいと思います。

会 長            これから議論していくにあたって、特別職と議員とを一緒に考えていってよろしいですか。分けて考えて行くこともできますが、では、一度分けて考えていくと、まず三役の月例給は据え置きでよろしいですか。

委 員            すみませんが、個人的な感想で申し上げます。人事院勧告というものは、今後、審議会を進めていく中で、次の改定まで活きるとなれば、やはり期末手当については人事院勧告の一般職に準ずるというルールを置きながら、しかし民意を得られるかということと、先ほどから出ています市税などの状況も見ていますと上げる根拠はないです。私は、給料の方は、微減という形が一番良いのではないかと思います。微減の裏付けとなるものは、これから審議する中で皆さんのお知恵をいただいて出来るのではないかと考えております。

会 長            三役についての月例給の他の委員の方のご意見はどうですか。

委 員            他の市の状況はどうでしたか。

事務局            昨年の改定状況ですか。資料13の15ページに記載しておりますが直近で言えば昨年度7団体が審議会を開催して、1団体が減額、6団体が

据え置きという状況です。

会 長 他にもう少しご意見いただけますか。

委 員 特別職の報酬をどのように決めていくかということは大変難しいと思うのですが、例えば、人口規模や都市の面積、財政状況などさまざまなことを勘案してどういう指数でもって特別職の報酬を決めるか、大変難しいところで、現状の報酬はそういうものも勘案して決められていると思います。考え方としては、現状をベースに赤穂市の財政規模等を考えて報酬は、このままで良いではないかと思えます。

今までの資料などから現状では報酬を上げるという要素はないですし、報酬を減らすということは、今の赤穂市の状況を考えますと現在も行財政改革で減額していますし、行財政改革というのは行政の永遠の課題だと思うのです。永遠に続いて色んなものを改革していったりより良い市を作っていくという事は常だと思うので、それらのことも考えると基の報酬は、現状維持が妥当ではないかと思えます。

委 員 先ほど発言させていただいたことで誤解があってはならないので、期末手当を人勧どおりにするという前提で、報酬をどうするという事を申し上げたので、期末手当の方は人勧どおりで踏襲するとして、そうしますと現実に期末手当が上がりますよね。そうすると報酬でいくらか下げるという意味での意見です。

会 長 上げる状況にないということですね。ですが、人勧に基づけばボーナスは上がります。これを認めるか、認めないかということになりますよね。  
やはり、一緒に据え置きでいいのか、ボーナスだけは人勧に従っていくのかということですね。

委 員 基本的には皆さんがおっしゃられている意見に賛成なのですが、色々な指標を見ていると上げる要素はないですし、人勧にボーナスを従うかというのは、今回、上がるからだめだと、下がるのであればいいよとなると思うのですが、4.4月を硬直化してずっと4.4月というのもいかなものかと思うので、例えば4.4月を上限として、人勧が下がればそれに準じて下げるとかそのようなことが出来るのか分からないですけれども、何か今の指標だけでいくと上げる要素はないけど、据え置いて硬直化させるのもどうかと思えます。

会 長 そうしますとボーナスは人勧に準じてということですか。

委員 人勸に準じてですが、そうすると 4.45 月になってしまうのでどうかと思います。

会長 歯止めは 4.4 月で、人勸が下がれば下げることですかね。

委員 そういう事ですね。そういう事ができるかどうかという事です。

会長 少しテクニカルな話となりますが、皆さん少しボーナスのところに議論が集中してきていますが、ボーナスを人勸に準じていくのか据え置きにするのか、人勸が下がることも今後、消費税のこともありますからありえますよね。

委員 世の中の動きを見ることも重要だと思いますし、その方がある程度弾力性があると思いますね。

委員 期末手当の関係は、前回の答申を踏襲するという事で良いのではと思います。

委員 算定根拠として賛成です。

会長 他の方、いかがですか。

委員 私は、先ほど●●委員がおっしゃられた据え置きという意見に賛成です。

会長 基本的に人勸には影響されないということですか。

委員 はい。

委員 一般職と特別職を分けて考えていくべきだということで、一般職は人勸に基づいてということ、これは当然のことだと思いますが、しかし、特別職は必ずしも追随していかないといけないかどうか今の状況を考えれば、分けて考えるべきだということです。先ほど硬直化というご意見がありますけれども、だからといって硬直化するという事ではないと思います。

会長 硬直化というより固定化という方がいいでしょうかね。

委 員 　私が冒頭にお話ししたことに戻らると思うのですが、特別職は人事院勧告に準ずるということを今回、この審議会で変えるということになるのですね。

会 長 　資料の2ページのところに前回の答申の内容が書かれていますが、期末手当の支給月数について、他市及び一般職（人事院勧告）に準じて復元し、年間3.95月とすることが適当であると出されていますね。

委 員 　前回25年の時は3.95月だったということですね。その後、人事院勧告で変わっています。

会 長 　今、現在は人勧に準じてという考えですね。これについて、反対のご意見はありますか。

人勧は、大きく変動するということはないでしょうかね。これまで下がったこともありますよね。

事務局 　資料3ですが、最近はプラス改定が続いておりますけれども、平成21年、22年については、ボーナス0.35月、0.20月減額という勧告がでまして、職員はこれに準じて改定しております。議員分もその当時は行革ということもありまして、行革分をプラスしてさらにマイナスにしているという状況です。そういう意味では、基本的には人勧に準じてという考え方は継続していると思います。

会 長 　人勧に準じてということをお大事にしてきたということですね。これは、皆さんのコンセンサスを得られるということですね。

委 員 　下げ幅とかは必ずしも同じとはなってないですね。

事務局 　人勧を考慮して、さらに行革で落としたという形になっています。その時は、審議会の答申書の中にもありましたが、月例給ではなくその分をボーナスに換算してという内容でしたので、それに基づいて落としたという経緯です。

委 員 　たまたま今回0.05月プラスという勧告ですが、しかし、これをまた12月議会に出して、そのとおりにいくかどうか分かりませんよね。

事務局 　おっしゃられるように、市の考え方もまとまっていません。

委員 赤穂市の状況で人勧どおりに上げられないということになるかもしれないし、人勧どおりいくかもしれないし、その辺はある程度、市の方にも弾力性を持ってもらおうということで、人勧どおりした方がいいのではないかと思います。

ここで4.4月そのままいくとなったら、景気変動した時も4.4月払わないといけないし、このまま決めてしまうとずっといつてしまうと思いますよ。

委員 4.4月と決めてしますとこれからずっと4.4月となってしまうのですか。

委員 この審議会で4.4月と決定してしまったらそのままいつてしまいますよね。

事務局 議論の前提となっている4.45月は今まだ何も決定していないことは現状としてご認識いただきたいと思います。

委員 4.4月を決定したら人勧が下がってもそのまま行くという事が、私には理解ができません。

委員 条例改正をしないと固定してしますわけですよ。今回は、報酬審議会の答申ですので、市がどういう形で議会に提出するかは今後の市としての課題ですけどね。

委員 今、会長のお話にもありましたけどボーナスと給料を分けて考えるという事ですが、基本的に議論の展開というのは、給料を据え置いて、それを前提にボーナスを今回は引き上げるという見方も一つあるわけです。ですから、その前提条件が違えば、また答えも違ってくると思いますので、なかなか分けて考えるということは難しい部分があると思います。

最終的には、皆さんが人事院勧告に準じるということとなれば、今の申し上げた意見にこだわるつもりはありませんけれども、やはり給料がその前提となっているのではないかと思いますので、分けて考えられないのではないかとということが結論だと思います。

会長 給料が上がる下がるということは皆さん敏感ですよ。ボーナスが多少上がりましたとなれば、やむを得ないかと思う部分もあるということですよね。

委員 民間で言えば、普通、給料が上がればボーナスも上がるしという事ですね。

委員 もうひとつ質問よろしいですか。人事院勧告で今回は0.05月アップするであろうということがありましたよね。月俸についてはどうですか。

事務局 民間との差が0.16%という事が勧告内容ですので、給料は0.16%のプラス改定になることが謳われています。

会長 それを月例給に反映するというご意見はなかったですよ。

委員 議会で提案するのは特別職だけですよ。一般職の方の給料は提案しますか。

事務局 一般職の給料の改正は、人勧に準じて議会の方に提案しています。

委員 基本的には一般職は人勧に準じてという形ですかね。

事務局 制度としては、人勧に準じて変更してきています。ただし、行革とか財政状況を考慮して変更するということはありえます。

委員 ●●委員がおっしゃられたようにボーナスを人事院勧告のとおりにして、その分を月例給で調整するということはできますか。ここで決定した額が、毎年金額が決まってしまうということですか。

事務局 特別職については、前回5年前に審議会を開催しておりますが、それから変更はしておりません。今の額が、5年前と同じという事になっています。

基本的なことを変えるとなると、再度このような審議会でご意見をいただいて議会に諮れば変更は可能です。しかし、その間に先ほども話がありましたが、行革などで自主的に何%カットということはありません。

委員 資料2ページの前回答申の中で、市長及び副市長の給料については、一般職の給料改定状況を基準として減額すると一般職が下がっているのです。市長と副市長についても減額すると決めています。そして、今回、一般職は人勧では上がりますが、前回と同じように考えれば、特別職も上げるとなると皆さんがおっしゃられているように上げられるような財政状況ではなく、上げられないと思うので、据え置きが妥当ではないかと思えます。

- 会 長            ボーナスはどのように考えておられますか。  
                    ボーナスは人事院勧告に従って、多少上がりますがそれに準じていく  
                    ということで良いでしょうか。
- 委 員            会長の話で上がるとおっしゃられていますが、今回たまたま上がる勧  
                    告が出ただけであって、市として4.4月そのままで行くのか、上げたもの  
                    でいくのかは分かりませんから、我々はボーナスについては、人事院勧  
                    告に従うという考え方としては妥当ではないかと思えます。
- 会 長            ボーナスについて、違う考えの方がいらっしゃいますので、その調整  
                    をしていきたいと思えます。では、絞っていきましようか。ボーナスを人  
                    事院勧告に準じるのか、現行を据え置きにするのか。
- 委 員            平成21年22年のように人勧で下がっておれば、皆さん異議なしだと  
                    思えますね。今回の人勧を見ますとどうしてもそうになってしまうとい  
                    うことですね。
- 会 長            そうでしたら、この件に関して、ご意見一言ずついただけますか。  
                    では、月例給は据え置きだけれども、ボーナスについては人事院勧告に  
                    準じるか据え置きとするか
- 委 員            ボーナスは前回の答申にあるように、人事院勧告に準じるということ  
                    でいいと思えます。
- 委 員            私も先ほどより申し上げておりますとおりボーナスについて人事院勧告  
                    に準じるという意見です。
- 会 長            ●●委員はいかがですか。
- 委 員            私も人事院勧告に準ずるという意見です。
- 会 長            ●●委員お願いします。
- 委 員            先ほどの意見にこだわるつもりがないですが、給料が人事院勧告に準  
                    拠せず、ボーナスだけ人事院勧告に準じるというのが、どういう理屈かな  
                    と思えます。

会 長 違和感があるという感じですね。

委 員 そうですね。違和感があります。

会 長 違和感があるけれども大勢があればしょうがないかという事でしょうか。

委 員 そうです。

会 長 ●●委員お願いします。

委 員 皆さんの説明聞いて、ボーナスに関して人事院勧告で、月例給に関して据え置きすると、制度をよく理解できてない部分もありますが、ボーナスが上がって月例給が据え置きだと、全体であがってしまうので、月例給で調整ができないのかなと思います。月例給は微減です。

会 長 月例給は微減にしたいということですかね。

委 員 月例給は微減で、ボーナスは人事院勧告で上がったたり下がったりする分を月例給で調整するという方法がいいです。心情的に上がるという事に抵抗があります。

会 長 確かに、そういう意見の市民の方も恐らくいらっしゃると思います。では、次に●●委員お願いします。

委 員 私は、ボーナスに関して、弾力性のある人事院勧告に準ずるという意見で、月例給に関しても人事院勧告は一つの物差しとしては根拠に置くべきで、あとは財政状況も勘案して、先ほど微減と申し上げましたように経常収支比率が悪化していますけれど、ただ考えれば今回の人事院勧告で0.16%上がるということなので、実質は減であり、それを相殺するという事で現状維持という意見です。

会 長 ●●委員お願いします。

委 員 私もボーナスに関しては、財政状況を考えると上げるのはどうかとは思いますが、基本的には人事院勧告に準じるという意見です。月例給に関しては、一般職の方は過去から上がっている中で、特別職については据え置いてきたということもあるので、据え置きを維持という意見です。

会 長           ●●委員いかがですか。

委 員           ボーナスの方は、人事院勧告でという意見ですが、4.4 月が 0.05 月上  
ると金額でいうとどれぐらいになりますか。

事務局           市長で、今の給料で考えると年間5万円程度上がります。

委 員           わかりました。これぐらいの金額であれば、人事院勧告ではなく据え置  
きという意見です。

会 長           ●●委員いかがですか。

委 員           ●●委員のおっしゃられた意見も考えたのですが、私自身も何がいい  
というのが頭の中で整理が出来てなくてまとまらないのですが、月例給  
は据え置きで、ボーナスに関して私の意見はまとまっていません。

会 長           全委員に意見を聞いていきまして、少し異なる意見もありますが、だい  
たいが月例給については据え置きで、ボーナスは人事院勧告に従うとい  
うことが多数であると思います。こういう形でまとめさせて頂くとい  
うことでよろしいですか。

(はいの声)

会 長           それでは、次回の審議会ですが、パブリックコメントを実施しまして、  
それを取りまとめて12月に市長あてに答申を出すということですね。

事務局           当初は、この審議会を4回ほど開催する予定としておりました。本来は、  
4回目がパブリックコメントの結果を踏まえた最終と考えており、2回  
目、3回目につきましては協議の状況によって、2回目で決定していな  
ければ3回目があるということを考えておりました。今回、会長がまとめて  
頂いた中では、給料は据え置きで、ボーナスについては人事院勧告に準じ  
てというご結論を頂いたかと思えます。当然、色々なご意見があったこと  
を前提にパブリックコメントをさせて頂きたいと思えます。そのため、次  
回の第3回は、11月後半から12月初旬にパブリックコメント後の市  
民の皆さんから意見を踏まえた最終結論を出して頂ければと考えており  
ます。

委員 11月の後半から12月初旬ぐらいになるのですね。

事務局 10月の広報でパブリックコメントを募集しまして、1か月程度期間を取ります。そして、取りまとめるのに少しお時間頂くということで11月後半から12月初旬になると思います。

委員 わかりました。

事務局 日程につきましては、調整させて頂きたいと思います。

会長 わかりました。それでは、これをもちまして、第2回審議会を終了させていただきます。お疲れ様でした。